

三橋高等法律事務所

弁護士報酬基準

三橋高等法律事務所弁護士報酬基準

三橋高等法律事務所では、主に旧日本弁護士連合会弁護士報酬基準に依拠しつつ、弁護士自身の知識や経験に基づく強みを踏まえた上で、以下のとおり、弁護士報酬の基準を定めています。事件の性質や内容に応じて増減しますので、具体的な費用については弁護士にご確認ください。なお、良質な役務の提供を担保するため、当事務所に所属する弁護士や事務員との知人の方であっても、そのことを理由とする減額は行いませんので、ご了承ください。

また、日当が発生する場合があるほか、原則として、実費（郵送料、切手代、印紙代、交通費、交付手数料、登記情報サービス利用料、録音反訳費及び各種手続費用等）を負担していただく必要があります。

この基準の内容は、予告なく変更する場合があります。

1 法律相談

時間	相談料
30分ごと	8800円

2 民事事件（訴訟事件を含む。）

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下	30万円以上	18%
300万円超、3000万円以下	6%+12万円以上	11%+21万円
3000万円超、3億円以下	3%+102万円	6%+171万円
3億円超	2%+402万円	4%+771万円
経済的利益を基礎とすることが適当でない場合	30万円以上 90万円以下	20万円以上 90万円以下

※ 通常の難易度と思われる事件で経済的利益が630万円以下の場合における着手金の金額は、概ね50万円程度とすることが多い傾向にあります。

※ 調停事件、訴訟外の和解交渉事件等については、上表記載の金額の3分の2まで減額する場合があります。

3 離婚事件

事件等	着手金	報酬金
調停事件、交渉事件	20万円以上50万円以下	20万円以上50万円以下
訴訟事件	30万円以上60万円以下	30万円以上60万円以下

※ 離婚事件の報酬金は、当事者間で離婚しないことと決した場合にも発生します。

4 法人・事業者の倒産事件・自己破産申立事件等

着手金及び報酬金
60万円

5 個人（非事業者）の自己破産申立事件

着手金及び報酬金
30万円

6 個人（非事業者）の民事再生申立事件

着手金及び報酬金
35万円

7 個人（非事業者）の任意整理事件

着手金	報酬金
2万円	経済的利益の20%

8 契約書及びこれに準ずる書類の審査又は作成

経済的利益	手数料
3000万円以下	5万円以上30万円以下
3000万円超	30万円以上

※ 公正証書にする場合は、上表金額に3万円を加算した金額とします。

※ 特に複雑又は特殊な事情がある場合は、依頼者との協議により定める金額とします。

9 内容証明郵便の作成

弁護士名の表示の有無	手数料
弁護士名の表示なし	1万円以上3万円以下
弁護士名の表示あり	3万円以上5万円以下

10 遺言書の作成

遺産の額	手数料
300万円以下	22万円
300万円超、3000万円以下	1%+19万円
3000万円超、3億円以下	0.3%+40万円
3億円超	0.1%+100万円

※ 公正証書にする場合は、上表金額に3万円を加算した金額とします。

※ 公正証書にする場合で、かつ、遺言能力の有無を検討する必要がある場合は、上表金額に10万円を加算した金額とします。

11 遺言執行

遺産の額	手数料
300万円以下	33万円
300万円超、3000万円以下	2%+27万円
3000万円超、3億円以下	1%+57万円
3億円超	0.5%+207万円

※ 遺言執行に裁判手続等を要する場合は、上表金額に当該裁判手続等の弁護士報酬を加算した金額とします。

1.2 行政上の審査請求、異議申立、再審査請求その他の不服申立事件

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下	30万円以上	18%
300万円超、3000万円以下	6%+12万円以上	11%+21万円
3000万円超、3億円以下	3%+102万円	6%+171万円
3億円超	2%+402万円	4%+771万円
経済的利益を基礎とすることが適当でない場合	30万円以上 90万円以下	20万円以上 90万円以下

※ 通常の難易度と思われる事件で経済的利益が460万円以下の場合における着手金の金額は、概ね40万円程度とすることが多い傾向にあります。

1.3 処分の求め、行政指導の求め

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下	24万円以上	16%
300万円超、3000万円以下	5%+9万円以上	10%+18万円
3000万円超、3億円以下	3%+69万円	6%+138万円
3億円超	2%+369万円	4%+738万円
経済的利益を基礎とすることが適当でない場合	24万円以上 80万円以下	20万円以上 80万円以下

※ 通常の難易度と思われる事件で経済的利益が420万円以下の場合における着手金の金額は、概ね30万円程度とすることが多い傾向にあります。

1.4 公的機関への請願書、意見書、要望書等の作成

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下	24万円以上	16%
300万円超、3000万円以下	5%+9万円以上	10%+18万円
3000万円超、3億円以下	3%+69万円	6%+138万円
3億円超	2%+369万円	4%+738万円
経済的利益を基礎とすることが適当でない場合	24万円以上 50万円以下	20万円以上 80万円以下

※ 通常の難易度と思われる事件で経済的利益が420万円以下の場合における着手金の金額は、概ね30万円程度とすることが多い傾向にあります。

15 国会における提出議案及び中央省庁における政省令案の審査等

(1) 法律案等の審査又は作成

新規又は改正条項数	手数料
1 以上 10 以下	23 万円
11 以上 20 以下	44 万円
21 以上 30 以下	63 万円
31 以上 40 以下	80 万円
41 以上	80 万円以上

(2) その他の議案及び資料等の審査又は作成

手数料
23 万円以上 80 万円以下

(3) 質問、質疑又は意見陳述等の原稿内容に対する助言

手数料
23 万円以上 63 万円以下

16 都道府県議会及び政令指定都市の議会における提出議案並びに都道府県及び政令指定都市における規則案の審査等

(1) 条例案等の審査又は作成

新規又は改正条項数	手数料
1 以上 10 以下	18 万円
11 以上 20 以下	34 万円
21 以上 30 以下	48 万円
31 以上 40 以下	60 万円
41 以上	60 万円以上

(2) その他の議案及び資料等の審査又は作成

手数料
20 万円以上 60 万円以下

(3) 質問、質疑又は意見陳述等の原稿内容に対する助言

手数料
20万円以上48万円以下

17 地方議会（都道府県議会及び政令指定都市の議会を除く。）における提出議案並びに都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体における規則案の審査等

(1) 条例案等の審査又は作成

新規又は改正条項数	手数料
1以上10以下	15万円
11以上20以下	26万円
21以上30以下	33万円
31以上40以下	40万円
41以上	40万円以上

(2) その他の議案及び資料等の作成

手数料
20万円以上40万円以下

(3) 質問、質疑又は意見陳述等の原稿内容に対する助言

手数料
20万円以上33万円以下

※ 上記15から17までについては、当事務所の弁護士が政党に所属している場合において、当該政党に所属する国会議員又は地方議会議員からの依頼であるときは、手数料を減額し、又は免除することがあります。

※ 上記15から17までについては、当事務所の弁護士が公共団体の公職に就いている場合において、当該公共団体に所属する方又は当該公共団体の住民の方からの依頼であるときは、手数料を減額し、又は免除することがあります。

※ 上記15から17までのそれぞれ(2)及び(3)については、政務活動費が支給されない地方議会議員からの依頼である場合は、各表記載の金額の90%とします。ただし、手数料の最低金額は20万円とします。

※ 上記15から17までのそれぞれ(2)及び(3)については、国会議員でなくかつ地方議会議員でない方（一般市民及び行政機関等）からの依頼である場合は、各表記載の金額の80%とします。ただし、手数料の最低金額は20万円とします。

18 道路標識及び道路標示等の設置状況に関する法的調査

道路標識及び道路標示等の数	手数料
1以上3以下	5万円
4以上9以下	(道路標識及び道路標示等の数-3) × 5000円 + 5万円
10以上	(道路標識及び道路標示等の数-9) × 3000円 + 8万円

- ※ 原則として、都道府県公安委員会や道路管理者等の道路標識及び道路標示等を設置する権限を有する行政機関からの依頼に限りませんが、事情により、地方公共団体における事務執行の正否や適否の検討を目的とする監査委員からの依頼、通学路における安全性を向上させるための検討を目的とする都道府県教育委員会又は市町村教育委員会からの依頼、国会議員や地方議会議員からの依頼、交通事故の対応を目的とする損害保険会社からの依頼もお受けする場合があります。
- ※ 都道府県公安委員会や道路管理者等の道路標識及び道路標示等を設置する権限を有する行政機関からの依頼である場合は、調査の初期段階において、道路標識及び道路標示等の位置図、都道府県公安委員会による規制の意思決定に係る文書や道路管理者が調製する道路標識台帳の写し等の資料を提供していただく必要があります。
- ※ 同一の箇所における同一の規制等に関する道路標識又は道路標示等の数については、1と計数します。例えば、ある一つの地点における横断歩道については、通常、道路標識及び道路標示が設置され、また、同一方向だけでなく対向方向に対する道路標識及び道路標示も設置されますが、これらはまとめて1と計数します。

19 道路標識及び道路標示等の設置状況以外の道路に関する法的調査

箇所数	手数料
1	20万円
2以上	(箇所数-1) × 10万円 + 20万円

20 鉄道事業法令に関する法的調査

距離	手数料
1kmごと	20万円以上50万円以下
距離を基礎とすることが適当でない場合	20万円以上

- ※ 原則として、国土交通省や鉄道事業者からの依頼に限りません。
- ※ 調査に当たっては、いかなる観点から実施するかについて特定する必要があり、依頼者との十分な協議をすることを想定しています。
- ※ 調査の初期段階において、調査対象の路線に関する資料を提供していただく必要があります。

2.1 刑事事件

(1) 捜査弁護

事件等	着手金	結果	報酬金
事案簡明な事件	30万円以上 50万円以下	不起訴	30万円以上 50万円以下
		求略式命令又は罰金刑以下	上記の金額を 超えない額
		公訴事実が被疑事実より有利に なった場合	20万円以上
		準抗告等が認容された場合	30万円以上
否認事件 重大事件 裁判員裁判対象事件	50万円以上	不起訴	50万円以上
		求略式命令又は罰金刑以下	上記の金額を 超えない額
		公訴事実が被疑事実より有利に なった場合	20万円以上
		準抗告等が認容された場合	30万円以上

(2) 公判弁護

事件等	着手金	結果	報酬金
事案簡明な事件	30万円以上 50万円以下	無罪、免訴、刑の免除、 公訴の取消による公訴棄却	70万円以上
		刑の執行猶予（通常）	50万円
		刑の執行猶予（示談等の弁護活動 に特に労力を要した場合）	30万円以上 50万円以下
		認定事実が公訴事実より有利に なった場合	30万円以上
		保釈された場合	30万円以上
否認事件 重大事件 裁判員裁判対象事件	50万円以上	無罪、免訴、刑の免除、 公訴の取消による公訴棄却	70万円以上
		刑の執行猶予（通常）	上記の金額を 超えない額
		刑の執行猶予（示談等の弁護活動 に特に労力を要した場合）	30万円以上 50万円以下
		認定事実が公訴事実より有利に なった場合	30万円以上
		保釈された場合	30万円以上

22 少年事件

成人の刑事事件に準じます。非行事実が認定されずに審判不開始又は不処分とされた場合は成人の無罪の場合に準じ、非行事実が認定されて審判不開始、不処分又は保護観察とされた場合は成人の刑の執行猶予の場合に準じます。

2.3 顧問

(1) 個人、法人（下記(2)及び(3)を除く。）向けプラン

	サービス内容	プランA 月10万円	プランB 月5万円
1	顧問弁護士の表示	○	○
2	弁護士報酬割引	着手金及び報酬金等 20%割引	着手金及び報酬金等 20%割引
3	5営業日以内の回答	○	○
4	相談予約の優先対応	○	○
5	当事務所における相談	○ (月5回5時間以内)	○ (月2回2時間以内)
6	上記5に代えて 依頼者事務所等における相談	○ (月3回3時間以内)	×
7	電話による相談	○ (月2回1時間以内)	○ (月1回30分以内)
8	メールによる相談	○ (月5回以内)	×
9	社員又は家族の相談	○ (月1回1時間以内)	×
10	契約書、規約及び これに準ずる書類の審査	○ (月2件以内)	△ (月1件以内、高難度は 対象外)
11	メールによる債権回収	○ (月2件以内)	○ (月1件以内)
12	内容証明郵便の作成	○ (月2件以内)	○ (月1件以内)

(2) 国会議員、地方議会議員向けプラン

	サービス内容	プランC 月20万円	プランD 月10万円
1	顧問弁護士の表示	○	○
2	弁護士報酬割引	着手金及び報酬金等 20%割引	着手金及び報酬金等 10%割引
3	5営業日以内の回答	○	○
4	相談予約の優先対応	○	○
5	当事務所における相談	○ (月5回5時間以内)	○ (月1回1時間以内)
6	上記5に代えて 依頼者事務所等における相談	○ (月3回3時間以内)	×
7	電話による相談	○ (月2回1時間以内)	○ (月1回30分以内)
8	メールによる相談	○ (月5回以内)	○ (月3回以内)
9	社員又は家族の相談	×	×
10	契約書、規約及び これに準ずる書類の審査	○ (月2件以内)	○ (月1件以内)
11	メールによる債権回収	△ (私的なものを除く。 月2件以内)	△ (私的なものを除く。 月1件以内)
12	内容証明郵便の作成	○ (月3件以内)	○ (月1件以内)
13	法律案又は条例案等の審査又 は作成	手数料30%割引	手数料20%割引
14	質問、質疑又は意見陳述等の 原稿内容に対する助言	○ (無制限)	○ (3箇月1回)
15	議会運営に関する助言	○	○
16	議員活動全般に関する能動的 助言	○	×
17	行政法等研修(上限5名)	○ (年6回)	○ (年3回)

(3) 行政機関等向けプラン

	サービス内容	プランE 月30万円	プランF 月20万円
1～ 12	上記(2)の1から12までと同様	プランCと同様 ただし、当事務所又は依頼者事務所における相談は無制限	プランDと同様 ただし、当事務所における相談は無制限
13	法律案又は条例案等の審査又は作成	○ (高難度は対象外、対象外は手数料30%割引)	○ (高難度は対象外、対象外は手数料20%割引)
14	答弁等の原稿内容に対する助言	○ (無制限)	○ (3箇月5回)
15	議会对応に関する助言	○	○
16	行政活動全般に関する能動的助言	○	○
17	行政法等研修(上限約50名)	○ (年12回)	○ (年6回)